

福岡県ホームレス自立支援推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 「福岡県ホームレス自立支援実施計画」を計画的、効果的に推進し、ホームレスの自立支援施策を通じたホームレス問題の解決を図るため、福岡県ホームレス自立支援推進協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、会員相互が、連携、協働して「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）に定めるホームレスの自立支援等に関する施策の検討及び情報交換、県民への啓発広報活動の推進等を行い、もってホームレス問題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ホームレスの生活相談、指導等に関する事業に係る企画、協議及び調整
- (2) ホームレスに対する健康診断、医療の提供等に関する事業の企画、協議及び調整
- (3) ホームレスの安定した居住の場所の確保の方策に関する事業の企画、協議及び調整
- (4) ホームレスの就業活動の支援に関する事業に係る企画、協議及び調整
- (5) 地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事業に係る企画、協議及び調整
- (6) ホームレスの人権の擁護及び啓発に関する事業
- (7) ホームレス問題に関する国、関係機関との連携、協力
- (8) ホームレス問題に関する調査、研究及び情報交換
- (9) その他、ホームレスの自立支援のために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、会員の互選により定める。
- 3 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本協議会の会議は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、会員で構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 本協議会に部会を置くことができる。部会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 部会は、会長が指名する会員で構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する会員の互選により定める。

(事務局)

第8条 本協議会の庶務は、福岡県福祉労働部保護・援護課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規約は、平成16年7月9日から施行する。
- この規約は、平成20年5月15日から施行する。
- この規約は、平成21年7月14日から施行する。
- この規約は、平成27年2月24日から施行する。
- この規約は、平成29年3月27日から施行する。
- この規約は、平成30年2月14日から施行する。
- この規約は、平成30年8月31日から施行する。
- この規約は、平成31年1月30日から施行する。
- この規約は、令和2年2月4日から施行する。
- この規約は、令和3年2月24日から施行する。
- この規約は、令和5年9月4日から施行する。
- この規約は、令和7年3月17日から施行する。

(別表) 福岡県ホームレス自立支援推進協議会会員

所 属	
1	福岡県民生委員・児童委員協議会
2	特定非営利活動法人ホームレス支援「福岡おにぎりの会」
3	公益社団法人福岡県社会福祉士会
4	特定非営利活動法人抱樸
5	社会福祉法人グリーンコープ
6	救護施設梅寿園
7	福岡県社会福祉協議会
8	北九州市立大学
9	特定非営利活動法人ホームレス支援久留米越冬活動の会
10	NPO法人福岡すまいの会
11	福岡労働局職業安定部訓練課
12	北九州市保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課
13	福岡市福祉局生活福祉部生活支援課
14	大牟田市保健福祉部福祉支援室保護課
15	久留米市健康福祉部生活支援第2課
16	春日市地域共生部保護課
17	大野城市すこやか福祉部生活支援課
18	福岡県保健医療介護部健康増進課
19	福岡県福祉労働部労働局労働政策課
20	福岡県福祉労働部労働局就業支援課
21	福岡県県土整備部道路維持課
22	福岡県県土整備部河川管理課
23	福岡県建築都市部公園街路課
24	福岡県建築都市部県営住宅課
25	福岡県福祉労働部保護・援護課